

令和 6 年 4 月 30 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名

寺井 克之



令和 5 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

議 員

寺井克之

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	0	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	122,830	総務省視察 外
研 修 費	9,700	松山市議会観光振興議員連盟会費 外
広 報 費	1,000,000	ホームページ管理費 外
広 聴 費	120,000	ガソリン代
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
人 件 費	0	
事務所費	0	
合 計	1,252,530	

3. 残 額 0 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
7/13	総務省視察	41,500 円		1
8/4	北広島市、函館市 視察	88,070 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		129,570 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2023 年 7 月 13 日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用 務	総務省へ陳情 日程 令和5年7月12日～令和5年7月13日		
上記活動に 要した金額	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	円	%
	パック代金	4,1500 円	100 %
按 分 率	そ の 他	円	%
	合 計	円	%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和5年7月13日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証	
2023年07月10日 (230712-ES0001)	
寺井 克之 様	
金額	¥41,500※
但し 東京都総務省視察	
上記の金額正に領収いたしました。 Ref.No. 0000035754 予約No. 416126	
株式会社 日本郵政旅行	
登録番号 790-851 愛媛県松山市 12番地1	
御注意	担当者印
1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。	程のうち さい。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。	
TEL:089-933-3564 FAX:089-934-9276	

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 寺井 克之 (印)

整理番号	1
日 程	令和5年7月12日(水) ~ 年7月13日(木)
目 的	総務省への陳情
訪問先	総務省
概 要 所 見	総務省長谷川政務官へ 45、松山として松山市の 課題を陳情

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式5)

支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2023年8月4日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用 務	北広島市、函館市へ観光 農業視察 旅行日程 令和5年8月2日～4日		
上記活動に 要した金額	交 通 費	11,670 円	100 %
按 分 率	宿 泊 費	3,200 円	100 %
	パック代金	6,960 円	%
	そ の 他	円	%
	合 計	81,320 円	%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和5年8月4日	

※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. 119487
		令和 5 年 6 月 9 日
寺 井 克 之 様		
金 額	¥ 6 9 6 6 0	現金・小切手 振込・カード その他
但し	旅費として	
上記金額正に領収致しました		
		
		
本社 松山市勝山市1丁目18-10(日本交通社ビル) TEL (089) 946-3911(代) FAX 941-6211 大洲 大洲市菅田町字津甲1922 TEL・FAX (0893) 27-0656		
		

(様式8)

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 寺井 克之 

下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和5年8月3日
支払金額	9,440 13,400 円
支払先	JR北海道
使途内容	運賃
領収書を添付できない理由	札幌駅→苫小牧駅 電車切符代

(様式8)

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 寺井克之 

下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和5年8月3日
支払金額	540 円
支払先	JR北海道
使途内容	運賃
領収書を添付できない理由	札幌駅→北広島駅 電車切符代

(様式8)

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 寺井克之 

下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和5年8月3日
支払金額	540 円
支払先	JR北海道
使途内容	運 賃
領収書を添付できない理由	北広島駅→札幌駅 電車切符代

(様式8)

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名

寺井克之



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和5年8月2日
支払金額	1,150 1,190 円
支払先	JR北海道
使途内容	運賃
領収書を添付できない理由	新十郎峠駅→札幌駅 電車切符代

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 寺井克之 (印)

整理番号	2
日 程	令和5年8月2日(水) ~ 年8月4日(金)
目 的	観光、農業関係視察
訪問先	北広島市 函館市
概 要 所 見	北広島市 ボールパークビレッジ 農業の状況 函館市 観光基本計画と現状 農林水産の現状と対策

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

令和5年度 科目別集計表

科 目 名		支出金額	備 考	整理番号
研修費				
日 付	内 容			
9/30	2023年度松山市議会観光振興議員連盟会費(上半期)	3,000 円		3
1/31	坊ちゃん劇場後援会年会費	2,500 円		4
3/31	2023年度松山市議会観光振興議員連盟会費(下半期)	3,000 円		5
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		6
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		9,700 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 9 月 30 日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	2023年度松山市議会観光振興議員連盟会費 (上半期分)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5 年 5 月 16 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 5 年 5 月 16 日	
寺 井 克 之 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000 円 也	
但し、令和 5 年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月 27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 1 月 31 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	坊っちゃん劇場後援会年会費		
金 額	2500 5,000 円	按分率	700 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5 年 12 月 21 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

払 込 受 領 書

令和 年 月 日			
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 5 0 0 0	
お振込先	どちらの銀行へ振込みするか○をつけてください		
	振込先金融機関・科目・口座番号		
受取人	「坊っちゃん劇場」後援会		
ご依頼人	寺井 克之 様		
会員番号	手数料		
上記の金額正に受取りました			
(取扱店)	銀行	店	5. 12. 21
(ご依頼人控え)	収入印紙 ③		

5日付です。例えば、物品を購入した場合は
務委託した場合は業務完了日になります。

坊っちゃん劇場 後援会会則

第

1条 (名称)

本会は、坊っちゃん劇場後援会と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、坊っちゃん劇場事務所に置く。

第3条 (目的)

坊っちゃん劇場は、愛媛県はもとより瀬戸内や四国の歴史・伝統文化や、偉人を題材にした舞台作品を提供し、劇場オープン後9年目で観劇総人数は60万人を超え、小中高生の年間観劇人数も2万人を超えています。地元に根付いた劇場の継続が今後とも望まれています。本会は、地域の文化芸術・観光振興と地域の活性化を目的に、劇場と地域をつなぐ役割をになう事を目的とします。

第4条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 劇場と会員の親睦・交流を図る事業
- (2) 劇場の広報・普及のための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第5条 (会員)

本会の会員は、前条項の目的と事業に賛同する、個人及び法人(団体を含む)で構成する。

坊っちゃん劇場 後援会入会申込書のダウンロードはこちら



第6条 (入会)

本会の入会は、別途定める入会申込手続きにより、事務局まで申し込むものとする。

第7条 (会員区分)

次のとおり会員区分を設ける。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員(団体を含む)

第8条 (年会費)

- (1) 個人会員一口
ブロンズ会員 5,000円
- (2) 法人会員一口
ゴールド会員 30,000円 (県内法人)

第9条 (会員期限)

会員期限は、入会申し込み受付日から、1年とする。

第10条 (退会)

- (1) 本会からの退会は、その旨を事務局に届け出るものとする。
- (2) 中途退会の場合でも、会費は返金しないものとする。

第11条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 理事 若干名

- (5) 監査役 若干名
- (6) 事務局長 1名

第12条 (顧問)

本会には、名誉顧問・顧問を若干名置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第13条 (役員選任)

- (1) 会長は、役員会の互選により選任する。
- (2) 副会長は、会長が任命する。
- (3) 幹事は、総会において会員の中から選任する。
- (4) 理事は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 監査役は、会長が任命する。
- (6) 事務局長は、会長が任命する。
- (7) 監査役は、本会で他の役職を兼ねることはできない。

第14条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 (役員会務)

各役員は、後援会活動を円滑に推進することを会務とする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には、会長が指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営を補佐し、会の運営を補佐する。
- (4) 理事は、副会長・幹事を補佐し、会の運営を補佐する。
- (5) 事務局長は、事務局を統括する。
- (6) 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査し、監査結果を総会において報告する。

第16条 (役員解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、役務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 役務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条 (役員会)

- (1) 役員会は、本会の活動方針、予算、決算を審議する。
- (2) 役員会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- (3) 役員会は、原則として会長が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は、役員過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

第18条 (総会)

1 総会の招集と決議

- (1) 本会の総会は、会員を持って構成し、会長が年に1回招集し開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数(委任状提出者を含む)をもって議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

第19条 (議事録)

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第20条 (地区後援会の設置)

(1) 地区後援会は、個人会員と法人会員を会員として編成し、地域単位もしくは、それに準じる単位で後援会組織を設けることができる。

- (2) 地区後援会には、会員より選出された、会長1名、副会長1名及び顧問、若干名の役員を置くことができる。
- (3) 支部後援会は、各地区内で法人30社以上、または、個人会員100名以上で支部後援会組織を設けることができる。
- (4) 支部後援会には、会員より選出された、支部長1名、副支部長及び顧問、若干名の役員を置くことができる。

第21条 (収入)

- (1) 会費
- (2) その他

第22条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

第23条（入会特典）

会員には入会時に、別に定める細則による特典を付与する。

※細則別紙1（細則は毎年改定）

第24条（運営に関し必要となる事項の委任）

本規約に定めるもの以外で、本会の運営に関し必要となる事項は、役員会が決定する。

第25条（規約の改廃）

規約の改廃は役員会で審議し、総会に付議し、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

附 則

この規約は、平成 26年6月16日から施行する。

▲ ページの先頭へ

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費 (下半期分)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5 年 12 月 18 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和5年 12 月 18 日

寺 井 克 之 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000 円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費		
金 額	1200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5 年 9 月 12 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書

金 1, 2 0 0 円 也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員
寺 井 克 之 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/30	ホームページ管理費(4月分)	33,000 円		7
5/31	ホームページ管理費(5月分)	33,000 円		8
6/30	ホームページ管理費(6月分)	33,000 円		9
7/31	ホームページ管理費(7月分)	33,000 円		10
8/31	ホームページ管理費(8月分)	33,000 円		11
9/30	ホームページ管理費(9月分)	33,000 円		12
10/31	ホームページ管理費(10月分)	33,000 円		13
11/30	ホームページ管理費(11月分)	33,000 円		14
12/31	ホームページ管理費(12月分)	33,000 円		15
1/31	ホームページ管理費(1月分)	33,000 円		16
2/29	ホームページ管理費(2月分)	33,000 円		17
3/11	広報紙印刷、校正、郵送代	604,000 円		18
3/31	ホームページ管理費(3月分)	33,000 円		19
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		1,000,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年4月28日	整理番号	7	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(4月分)			
金 額	33,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年4月28日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様		令和5年4月28日
★ 33000-		
但 4月分ホームページ管理費		
上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメシト	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額(%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額(%)	64098324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年5月31日	整理番号	8	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(5月分)			
金 額	33,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年5月31日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様 令和5年5月31日		
★¥33,000-		
但 5月分ホームページ管理費 上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレマ	
税抜金額	〒089-0051 松山市大山3丁目11番10号	
消費税額 (%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額 (%)	GR098324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年6月30日	整理番号	9	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(6月分)			
金 額	33,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和5年6月30日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 茂之 様 令和5年6月30日		
★¥33000-		
但 6月分ホームページ管理費		
上記正に領収いたしました		
内 訳	株式会社 プレメット	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額 (%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額 (%)	QR:98324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年7月31日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(7月分)		
金 額	33,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和5年7月31日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井克之様 令和5年7月31日		
★¥33000-		
但 7月分ホームページ管理費		
上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメント	
税込金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額 (%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税込金額	登録番号	
消費税額 (%)	GR08324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年8月31日	整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(8月分)		
金 額	33,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年8月31日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井克之様		令和5年8月31日
★¥33000-		
但 8月分ホームページ管理費		
上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレジット	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目1番10号	
消費税額 (%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額 (%)	6H098324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年9月30日	整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(9月分)		
金 額	33,000円	按分率	100%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年9月29日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様 令和5年9月29日		
★¥33000-		
但 9月分ホームページ管理費 上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメント	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額(%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額(%)		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年10月31日	整理番号	13	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(10月分)			
金 額	33,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年10月31日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様 令和5年10月31日		
★ ¥ 33,000 -		
但 10月分ホームページ管理費 上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメント	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額 (%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額 (%)	08090324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年11月30日	整理番号	14
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(11月分)		
金 額	33,000円	按分率	100%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年11月30日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様		令和5年11月30日
★¥33,000-		
但 11月分ホームページ管理費 上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメント	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額(%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額(%)	GR09E324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年12月31日	整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(12月分)		
金 額	33,000円	按分率	100%
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和5年12月29日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様 令和5年12月29日		
★ 33,000円		
但 12月分ホームページ管理費 上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメ	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額 (%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額 (%)	GR098324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年1月31日	整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(1月分)		
金 額	33,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年1月31日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様 令和6年1月31日		
* 33000 -		
但 1月分ホームページ管理費		
上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメ	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額(%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2464	
税抜金額	登録番号	
消費税額(%)		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年2月29日	整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(2月分)		
金 額	33,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年2月29日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井克之様		令和6年2月29日
*¥33000-		
但 2月分ホームページ管理費 上記正に領収いたしました		
内 訳	株式会社 クレメント	
税抜金額	〒790-0951 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額(%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額(%)	098324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月11日	整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	広報紙、印刷・校正・郵送代		
金 額	604,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年3月11日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

寺井 克之 様		No. _____
金 額	760,400.00 -	
内 訳	但 印刷・校正・郵送代	
現 金	2024年3月11日 上記正に領収いたしました	
小切手	/	
手 形	/	
消費税額等(%)		
コクヨ ウケ-390		

〒791-8011 愛媛県松山市吉藤4丁目1-28
有限会社 インパクト
TEL089-916-5046 FAX089-916-5004
78500002008842

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日	整理番号	19
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ管理費(3月分)		
金 額	33000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年3月29日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
寺井 克之 様		令和6年3月29日
* 33000 -		
但 3月分ホームページ管理費		
上記正に領収いたしました		
内 訳	有限会社 クレメ	
税抜金額	〒790-0961 松山市天山3丁目11番10号	
消費税額 (%)	TEL089-935-4611 FAX089-941-2434	
税抜金額	登録番号	
消費税額 (%)	01038324	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広聴費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	ガソリン代	120,000 円		20
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		120,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	20	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ガソリン代			
金 額	120,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	5月 1 日	20,000円	50%	10,000円
5月分	5月 31 日	20,000円	50%	10,000円
6月分	6月 30 日	20,000円	50%	10,000円
7月分	7月 31 日	20,000円	50%	10,000円
8月分	8月 31 日	20,000円	50%	10,000円
9月分	9月 30 日	20,000円	50%	10,000円
10月分	10月 31 日	20,000円	50%	10,000円
11月分	11月 30 日	20,000円	50%	10,000円
12月分	12月 30 日	20,000円	50%	10,000円
1月分	1月 31 日	20,000円	50%	10,000円
2月分	2月 29 日	20,000円	50%	10,000円
3月分	3月 29 日	20,000円	50%	10,000円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

コードNo

No 0062-13

領 収 証

20

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20000

収 入

印 紙

但し

燃料 5000

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

令和5年 5月 1日

請求額¥

現金入金¥

小切手入金¥

調整額¥

残 高¥

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

社印及び署名印無
きものは無効です

コードNo

No 0063-08

領 収 証

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20000

収 入

印 紙

但し

油代金

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

令和5年 5月 31日

請求額¥

現金入金¥

小切手入金¥

調整額¥

残 高¥

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

社印及び署名印無
きものは無効です

コードNo

No 0063-47

領 収 証

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20000

収 入

印 紙

但し

30000

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

2023年 6月 30日

請求額¥

現金入金¥

小切手入金¥

調整額¥

残 高¥

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

社印及び署名印無
きものは無効です

コートNo

No 0065-46

領 収 証

20

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20,000.00

但し

内 消費税

収 入

印 紙

上記の金額正に受領致しました

令和5年 7月 31日

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069



請求額¥

現金入金¥

小切手入金¥

調整額¥

残 高¥

コートNo

No 0066-34

領 収 証

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20,000.00

但し

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

令和5年 8月 31日

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069



請求額¥

現金入金¥

小切手入金¥

調整額¥

残 高¥

コートNo

No 0067-33

領 収 証

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20,000.00

但し

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

令和5年 9月 30日

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069



請求額¥

現金入金¥

小切手入金¥

調整額¥

残 高¥

コードNo

No 0069-30

領 収 証

20

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 200000

収 入

印 紙

但し

油代金

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

請 求 額 ¥

現金入金 ¥

小切手入金 ¥

調 整 額 ¥

残 高 ¥

5 年 10 月 31 日

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

〒3500001004608

社印及び振替印無
きものは無効です

コードNo

No 0070-39

領 収 証

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 200000

収 入

印 紙

但し

油代金217

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

請 求 額 ¥

現金入金 ¥

小切手入金 ¥

調 整 額 ¥

残 高 ¥

5 年 11 月 30 日

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

〒3500001004608

社印及び振替印無
きものは無効です

コードNo

No 0072-49

領 収 証

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 200000

収 入

印 紙

但し

燃料費

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

請 求 額 ¥

現金入金 ¥

小切手入金 ¥

調 整 額 ¥

残 高 ¥

令和 5 年 12 月 30 日

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY



株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

〒3500001004608

社印及び振替印無
きものは無効です

領 収 証

コードNo

No 0074-01

20

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20000

収 入

印 紙

但し

油代金と17

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

R6 年 1 月 31 日

請 求 額 ¥

現金入金 ¥

小切手入金 ¥

調 整 額 ¥

残 高 ¥

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY

株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

〒3500001004608



社印及び振替印無
きものは無効です

領 収 証

コードNo

No 0074-48

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20000

収 入

印 紙

但し

燃料代金と17

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

令和6 年 2 月 29 日

請 求 額 ¥

現金入金 ¥

小切手入金 ¥

調 整 額 ¥

残 高 ¥

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY

株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

〒3500001004608



社印及び振替印無
きものは無効です

領 収 証

コードNo

No 0076-46

寺井 克之

様

金 額

(消費税等含む)

¥ 20000

収 入

印 紙

但し

油代金と17

内 消費税

上記の金額正に受領致しました

6 年 3 月 29 日

請 求 額 ¥

現金入金 ¥

小切手入金 ¥

調 整 額 ¥

残 高 ¥

太陽石油株式会社特約店

SUN ENERGY

株式会社 サンエネルギー

〒791-8004 愛媛県松山市鴨川2丁目11-35

TEL (089) 978-1511

FAX (089) 978-6069

〒3500001004608



社印及び振替印無
きものは無効です